

## 〔研究〕

## 監査人によるゴーイング・コンサーンの評価と判断形成

林 隆 敏

## I はじめに

ゴーイング・コンサーン問題とは、財務諸表監査において、被監査会社が予見しうる将来にわたってゴーイング・コンサーンとして存続する能力を有するかどうかを、監査人がいかに評価し、報告するかという問題である<sup>1)</sup>。したがって、この問題に関する議論は次の2つに大別される。1つは、ゴーイング・コンサーンの評価、すなわち企業の存続能力についての疑いを確定または解消するための証拠の収集とその評価にかかる議論である。具体的には、倒産企業（あるいは財務的困難に陥った企業）の財務的特徴の明確化と監査領域への適用にかかる議論である。もう1つは、存続能力に疑問がある場合の監査報告にかかる議論である。これは、ゴーイング・コンサーン問題の報告を監査意見に含めて行うべきか、あるいは監査人による情報提供として行うべきかという議論である。

このうち前者の議論は、財務諸表監査の実施側面すなわち監査証拠の収集、評価プロセスに関するものである。財務諸表監査においては、監査人は種々の監査要点について監査証拠を収集、評価し、これに基づいて財務諸表全体の適正性に関する監査意見を形成する。このプロセスでは、さまざまな段階で監査人の判断（監査判断）が形成され、最終的に形成される判断が監査意見となる。近年アメリカでは、心理学的な観点から、この意見形成プロセスを逐次的（sequential）プロセス、すなわち監査証拠の収集、評価と判

1) アメリカでは、ゴーイング・コンサーン問題に関する研究が1970年代から数多く行われてきており、これら諸研究は次の論文に整理されている。盛田良久稿「継続企業の監査と監査基準書」『商学論集』第16巻第1号、1990年5月、63-85頁。

また、これと併せて以下の拙稿を参照されたし。「未確定事項の本質と評価」『関西学院商学研究』第31号、1992年1月、18-35頁。「企業倒産予測モデルの検討—ゴーイング・コンサーン評価の観点から」『関西学院商学研究』第32号、1992年8月、13-30頁。

判断形成を逐次的に行うプロセスとして捉える考え方がある<sup>2)</sup>。そして認知心理学における研究成果である判断形成モデルを適用して、意見形成プロセスの性質の記述を試みる研究が行われている。

本稿では、これら諸研究のうち、ゴーイング・コンサーン問題に関する監査人の判断形成の特徴の明確化を目的として実験を行った Asare の研究を中心に議論を展開している<sup>3)</sup>。まず第Ⅱ節では、アメリカ公認会計士協会 (ALCPA) の監査基準書 (SAS) におけるゴーイング・コンサーン評価プロセスを概括し、証拠の収集、評価とその結果としての判断形成プロセスを明らかにする。次に第Ⅲ節で、判断形成プロセスの性質を解明するための判断形成モデルの特徴と、これに関連する諸概念を整理する。そして第Ⅳ節では、この判断形成モデルをゴーイング・コンサーン問題に適用した Asare の実証研究を検討する。

## II SAS によるゴーイング・コンサーン評価プロセス

AICPA は、ゴーイング・コンサーン評価の指針として、SAS 第34号「企業の存続に疑問が生じた場合の監査人の対処<sup>4)</sup>」を1981年に公表している。そしてさらに、いわゆる期待ギャップ (expectation gap) に対応するために、SAS 第59号「ゴーイング・コンサーンとして存続する能力についての監査人の検討<sup>5)</sup>」を1988年に公表している。SAS 第59号は、ゴーイング・コンサーン問題に関する監査人の責任や評価期間あるいは監査報告などに関して SAS 第34号を改訂したものである。しかしこれは期待ギャップに対応するた

- 
- 2) Michael Gibbins, "Propositions about the Psychology of Professional Judgment in Public Accountants," *Journal of Accounting Research*, Vol. 22, No. 1 (Spring 1984), pp. 103-125.
  - 3) Stephen K. Asare, "The Auditor's Going-Concern Decision: Interaction of Task Variables and the Sequential Processing of Evidence," *The Accounting Review*, Vol. 67, No. 2 (April 1992), pp. 379-393.  
なお、前述のようにゴーイング・コンサーン問題に関する結論を監査意見に含めるかどうかについては議論がある。そこで本稿では、ゴーイング・コンサーン問題に関する記述にあたっては、意見形成ではなく判断形成という用語を用いている。また、監査意見形成の基礎となる監査証拠とは区別して、単に証拠という用語を用いている。
  - 4) AICPA, SAS No. 34, *The Auditor's Considerations When a Question Arises About an Entity's Continued Existence*, March 1981.
  - 5) AICPA, SAS No. 59, *The Auditor's Considerations of an Entity's Ability to Continue as a Going Concern*, April 1988.

めの政策的な改訂であり、ゴーイング・コンサーン評価のプロセス自体には大きな変更はなされていないと考える。

SAS 第59号によれば、ゴーイング・コンサーン評価のプロセスは、次の3つの段階に分けることができる (par. 3)。

### 1. ゴーイング・コンサーン問題の存在を示す兆候の認識

監査計画の立案時、種々の監査目的に関連する証拠の収集時および監査の終了時において実施された監査手続の結果、総合的に考慮した場合に、企業のゴーイング・コンサーンとしての存続能力について相当な疑問 (substantial doubt) を抱かせる状態あるいは事象が存在するかどうかを考慮する。その場合、不利な情報 (contrary information) と緩和要因 (mitigating factor) に関する追加的情報を収集、評価する。その結果、相当な疑問が存在しないと判断した場合には、以後ゴーイング・コンサーンの評価は行わない。

### 2. 経営者の計画と評価

企業のゴーイング・コンサーンとしての存続能力について相当の疑問が存在すると判断した場合、(1) 疑問を抱かせる状態あるいは事象が企業の存続能力に及ぼす影響を緩和することを意図している経営者の計画についての情報を入手し、(2) その計画が効果的に遂行できる可能性を評価する。

### 3. 最終的な判断の形成

経営者の計画を評価した後に、企業のゴーイング・コンサーンとしての存続能力について相当な疑問を依然として抱いているかあるいは解消されたかを判断する。

以下、これら3つの評価段階についてそれぞれ詳しくみていく。

### 1. ゴーイング・コンサーン問題の存在を示す兆候の認識

第1段階は、被監査会社がゴーイング・コンサーン問題に直面しているかどうかについての証拠の収集、評価とこれに基づく判断形成である。企業の存続能力の欠如は、たとえば通常の事業活動外での重要な資産の処分、負債のリストラクチャリング、外部要因による営業の強制的変更または類似するその他の行為なしには満期を迎えた債務の支払いを行えないなどの状態あるいは事象として表れる<sup>6)</sup>。被監査会社の存続能力に関する証

6) どのような、そしてどの程度の状態あるいは事象をもってゴーイング・コンサーン問題の存在を認識するかについて、アメリカで実務を行っている公認会計士に対して行われたインタビューでは、次の14の状態あるいは事象があげられている。

1. 収益管財人の選任

9. 3期連続の損失計上

拠を収集、評価した後に、監査人は当該被監査会社が直面している状態あるいは事象に関する不利な情報およびこれらが企業の存続能力に及ぼす不利な影響を緩和あるいは解消するであろう緩和要因を評価する。

SAS 第59号は、監査人によって考慮されるべき追加的情報を4つの範疇に分けて、次のような情報を例示している (par. 6)。

- ・消極的な傾向（経常的な営業損失の発生、運転資本の不足、営業活動からのマイナスのキャッシュ・フロー、思わしくない主要財務比率など）。
- ・起こりうる財務的困難のその他の指標（借入契約または類似の契約における債務不履行、配当の未払い、仕入先からの通常の信用供与の取消、借入金の借替、法的資本の欠損、新規の資金調達源泉または方法を求める必要性および重要な資産を処分する必要性など）。
- ・内部的事項（ストライキまたはその他の労働争議、特定のプロジェクトの成功への過大な依存、不経済な長期間の契約、営業の重要な変更の必要性など）。
- ・既に発生している外部的事項（企業の営業能力を危うくするような訴訟手続、法律制定または類似の事項、主要なフランチャイズ、免許または特許の喪失、主要な得意先あるいは仕入先の喪失、干ばつ、地震、洪水のような保険の付されたまたは付されていない災害など）。

この結果、被監査会社がゴーイング・コンサーン問題に直面している、すなわち存続能力について相当な疑問が存在すると判断した場合には、次の第2段階に移る。もしゴーイング・コンサーン問題が存在しないと判断したならば、これ以上の証拠の収集、評価は行われない。

## 2. 経営者の計画の評価

評価の第1段階において、被監査会社がゴーイング・コンサーン問題に直面している

- 
- |                                     |                |
|-------------------------------------|----------------|
| 2. 会社更生法の適用                         | 10. 3期連続の欠損    |
| 3. 利子の支払不能                          | 11. 2期連続の損失計上  |
| 4. 前年度の監査報告書におけるゴーイング・コンサーン問題の存在の指摘 |                |
| 5. 清算                               | 12. 2期連続の欠損    |
| 6. 純資本欠損                            | 13. 当期における損失計上 |
| 7. マイナスのキャッシュ・フロー                   | 14. 当期における欠損   |
| 8. マイナスの運転資本                        | 15. 営業損失の計上    |
- Jane F. Mutcher, "Empirical Evidence Regarding the Auditor's Going-Concern Opinion Decision," *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol. 6, No. 1 (Fall 1986), P. 151.

と判断した場合、監査人は次に経営者の計画を評価する。ここで、緩和要因に関する証拠の収集について、SAS 第34号と第58号では相違がみられる。すなわち、SAS 第34号は、緩和要因を監査人自らが探し求め、これに関する証拠を収集、評価する必要があるとしていた。これに対して SAS 第59号は、監査人自身がどのような緩和要因があるかを検討するのではなく、主に経営者が問題に対処するために立案した計画に関する証拠を収集、評価し、存続能力に関する疑いが緩和あるいは解消されうるか、またそのような計画が効果的に遂行されうるかどうかを検討するよう要求している。これは、緩和要因が経営者の計画と分離不可能なものであること、および企業の存続を危うくするような状態あるいは事象の影響を緩和するためにこれら状態あるいは事象を把握し、対処するのは経営者の責任であるとの立場を探っていることなどによると考えられる。

SAS 第59号は、経営者の計画の評価において考慮すべき情報を 4 つの範疇に分けて、以下の例示を示している (par. 7)。

- ・資産の処分計画（借入契約または類似の契約あるいは資産への抵当権設定における取引を制限する誓約のような、資産の処分に関する制約など）。
- ・資金の借入または負債のリストラクチャリング計画（信用限度額のような、現在のまたは約束された取り決め、受取債権の売買または資産のセールス・リース・バックの取り決めをも含む、資金借入政策の有効性など）。
- ・支出の節減および延期についての計画（間接費または管理費を節減する計画、修繕または調査および開発計画を延期する計画あるいは資産を購入ではなくリースとする計画の明確な実行可能性など）。
- ・所有者持分を増加させる計画（追加資本を募るために現在のまたは約束された取り決めを含む、所有者持分を増加させる計画の明確な実行可能性など）。

### 3. 最終的な判断の形成

監査人は、第 1 段階および第 2 段階における証拠の収集、評価に基づいて、存続能力についての相当な疑問を依然として抱いているかあるいは疑問は解消されたかを判断する。当初監査人が抱いた存続能力についての疑問が、その後の証拠の収集、評価によって緩和あるいは解消され、許容しうる水準<sup>7)</sup>まで減少したと判断すれば、監査報告書において

---

7) ここにいう許容水準は、SAS 第 59 号における相当の疑問 (substantial doubt) を意味している。ただし SAS 第59号は、相当の疑問とはどの程度のものかについて明確には述べていない。

てゴーイング・コンサーン問題への言及はなされない。逆に、当初の疑問が許容しうる水準まで減少されないか、または増大したと判断すれば、監査報告書の説明区分 (explanatory paragraph) に企業が直面しているゴーイング・コンサーン問題に関する説明がなされることになる。

以上が、SASによるゴーイング・コンサーン評価のプロセスである。この評価プロセスは、上述のように、①企業が直面しているゴーイング・コンサーン問題の認識（緩和要因および不利な情報の収集、評価を含む）、②経営者の計画の評価、③総合的な評価に基づく最終的な判断の形成という3段階に分けられる。しかし実際の監査実施業務においては明確な区分はなく、特に①と②のプロセスは必要なだけ繰り返されることになると考えられる。すなわち、企業の存続を危うくするような状態あるいは事象に関する不利な情報に関する証拠を収集、評価する一方で、これらの状態あるいは事象に対する緩和要因（経営者の計画を含む）を検討し、総合的な評価を行う。そしてさらに追加的な証拠を収集、評価する必要があるかどうかを判断する。このような手続が、ゴーイング・コンサーン問題が解消されるかまたは確定されるまで続けられることになる。この継続的なプロセスの最後の段階が上記③に該当するものといえる。したがって、ゴーイング・コンサーンの評価プロセスは、2段階の評価プロセスとして考えることもできる。SAS第59号によるゴーイング・コンサーン評価プロセスをフローチャートで表せば、図表1(次頁) のようになる<sup>8)</sup>。

### III 判断形成モデルの特徴と諸概念

前節でみたように、SASによるゴーイング・コンサーン評価のプロセスは、不利な情報と緩和要因に関する証拠を収集、評価し、これに基づいて判断を形成するものである。これは、財務諸表の適正性に関する監査証拠の収集、評価とこれに基づく監査意見の形成のプロセスと同じものといえる。この監査意見形成プロセスを逐次的プロセスと捉える考え方があることは先に述べた。これをゴーイング・コンサーン評価についてみれば、監査人は、証拠（不利な情報および緩和要因）を収集する度に逐次その評価を行い、ゴー

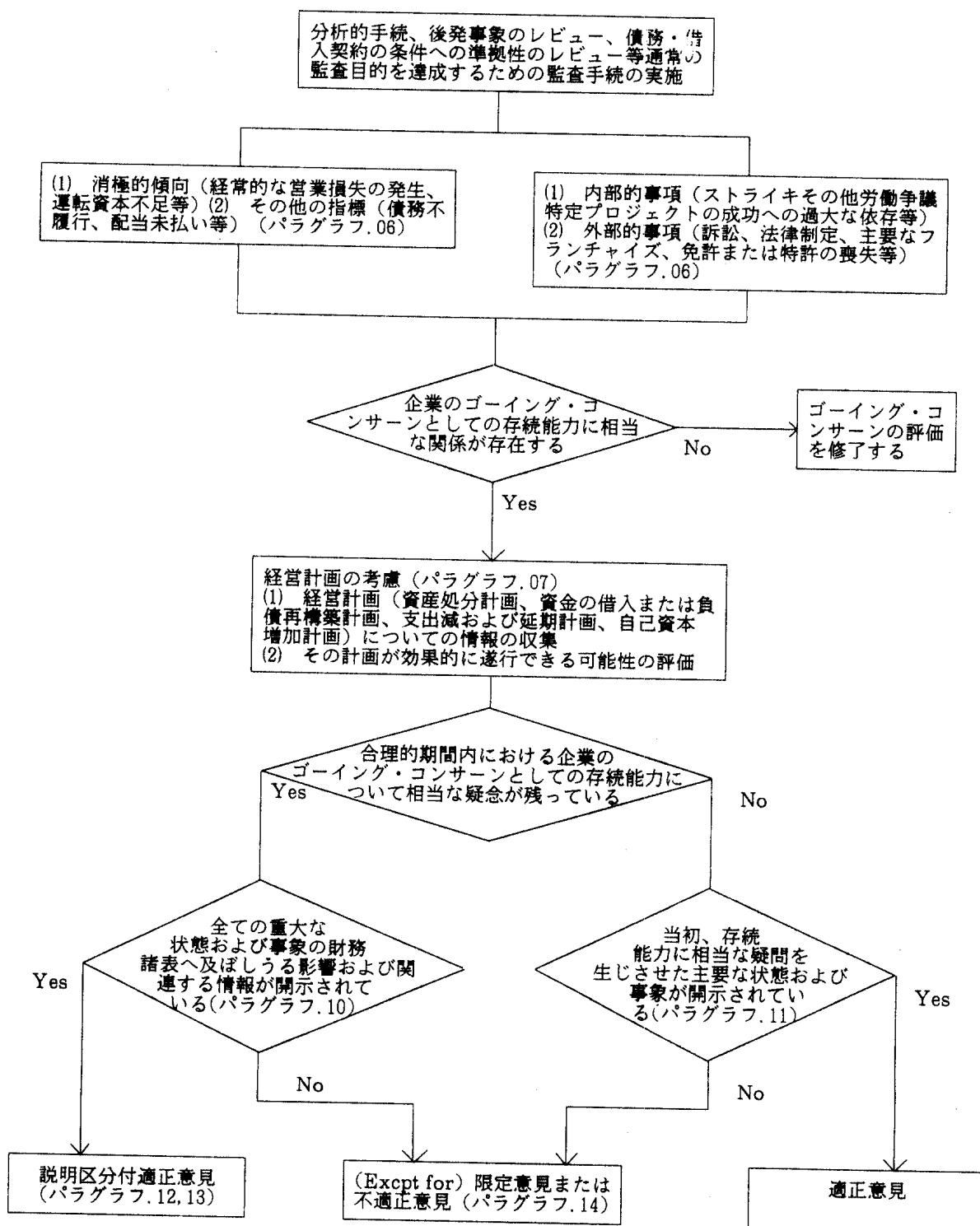
8) このフローチャートの作成にあたっては、次の論文におけるフローチャートを参照している。なお、このフローチャートには、第IV節の内容との関連で、監査報告まで含めている。盛田良久、前掲論文、63-85頁。

Wayne E. Carnall, "Flowchart Summary of the New SASs," *CPA Journal*, Vol. 59, No. 4 (Spring 1989), pp. 48-50.

## 監査人によるゴーイング・コンサーンの評価と判断形成

83

図表1:SAS第59号のフローチャート



イング・コンサーンに関する判断（信念）を改訂し、これを繰り返して最終的な判断に到達する。

このような逐次的プロセスという概念に基づいて、監査人の判断形成プロセスの特徴を解明するためのモデルの1つに、信念調整モデル (belief adjustment model) がある。このモデルは、もともと心理学の領域において精力的に研究がなされてきたものであるが、近年の会計および監査の領域における判断形成プロセスの研究においても重要な役割を果たしている。そこで本節では、この信念調整モデルに関する特徴と諸概念を、これまでの諸研究に基づいて整理する。

まず、信念調整モデルの特徴は、Ashton & Ashton によれば、次の3点に要約される<sup>9)</sup>。

- (1) このモデルは、監査人による監査判断の特徴と一致する、逐次的な信念の改訂 (revision) を基礎としている。
- (2) このモデルは、信念の改訂は証拠を入手する順序 (order) とその証拠が呈示される方法の両者によって影響を受けることを示している。このことは、監査の実施に対する示唆を与えるものである。
- (3) このモデルは、監査人の証拠に対する「態度」とその態度が信念の改訂に与える影響に関する洞察を提供する。このことは、監査における専門的知識の性質の理解に対する示唆を持つ。

次に、信念調整モデルの理解に必要な諸概念を整理すれば、次のようになる。

#### (1) 証拠の逐次的処理（判断の逐次的性質）

Gibbins は、専門家が監査、会計、開示および他の関連する事象について専門的判断を形成する場合、あるいは何らかの決定あるいは行動を選択する場合について、心理学的な一組の概念の提示を試みている。そこでは、「判断」とは行動に対する選好を生みだす応答 (responsive) プロセスであり、「専門的判断」と言う用語には、継続的知覚 (continuous perceptual) プロセスから、代替案比較に対する認知判断 (cognitive judgement) プロセスを通じて、行動の開始までのすべての精神的活動が含まれるとする<sup>10)</sup>。そして、判断プロセスを検討する場合には、証拠の収集プロセスの逐次的性質を認識することが重要であるとし、判断プロセスは、継続的 (con-

9) A. H. Ashton and R. H. Ashton, "Sequential Belief Revision in Auditing," *The Accounting Review*, Vol. 58, No. 4 (October 1988), P. 623.

10) Michael Gibbins, *op. cit.*, p. 106.

tinuous)、増加的 (incremental)、条件付き (conditional) プロセスであるとする概念を提示している。すなわち、判断プロセスは、(先の行動からのフィード・バックを含む)「情報の受領、行動するか否かの選択、追加的情報の受領、行動するか否かの選択・・・という継続的プロセス」であり、「反応を選択する前にすべての情報を収集し、統合するというよりも、むしろ増加的に進行するプロセス」であり、かつ「知覚された情報に対する条件付きプロセス」であるとしている<sup>11)</sup>。なお、このような判断プロセスの逐次的な性質は、多くの研究者によっても述べられている<sup>12)</sup>。

## (2) 信念の碇泊および改訂

信念調整モデルは、信念の碇泊 (anchoring) およびその改訂 (revision) の手順を含む。これは、人間は逐次的な情報処理者 (information processor) であるという考えに基づいている。これによれば個人の現在の信念は、新しい証拠によって改訂される碇泊点 (anchoring point)<sup>13)</sup> を与えると仮定され、この改訂された碇泊点 (信念) は次に新たな証拠によって改訂される碇泊点 (すなわち信念) となる。そしてこのプロセスが逐次的に続けられる<sup>14)</sup>。

## (3) 証拠の特徴

信念調整モデルは、監査人の判断形成プロセスの特質を明らかにするために、監査人が収集、評価する証拠の特徴を以下のように想定している<sup>15)</sup>。

- (a) 方向 (direction) : 証拠の方向とは、証拠が現在の信念を支持 (確証) するかまたは支持しない (否定する) かということである。信念を支持する追加的証拠は

11) *Ibid.*, pp. 110-112.

12) W. L. Felix and W. R. Kinney, Jr, "Research in the Auditor's Opinion Formulation Process: State of the Art," *The Accounting Review*, Vol. 57, No. 2 (April 1982), pp. 245-271.

L. A. Tomassini, I. Solomon, M. B. Romney, and J. L. Krogstad, "Calibration of Auditor's Probabilistic Judgements: Some Empirical Evidence," *Organizational Behavior and Human Performance*, December 1982, pp. 391-406.

13) 碇泊点とは、「同質的な空間においては、知覚対象の位置を決めたり、その大きさを判断したりすることが困難である。こうしたときに、何らかの基準を求めて、その対象を基準との関係で規定しようとする。その基準を碇泊点という。その意味では準拠枠と同じ意味に使われる。」と説明されている。外林大作他編『誠信心理学辞典』誠信書房、1981年、322頁。

14) Ashton & Ashton, *op. cit.*, p. 625.

15) *Ibid.*, pp. 625-626.

積極的な（または確証的な）証拠であり、反対に信念を支持しない追加的証拠は、消極的な（または否定的な）証拠である。

(b) 強さ：証拠の強さとは、現在の信念を支持するまたは否定する程度の強さを意味する。

(c) 種類：ここでいう証拠の種類とは、収集、評価する証拠が一貫しているかあるいは混合しているかのどちらかである。すなわち、すべての追加的証拠が同じ方向（積極的または消極的のどちらか）である場合にはそれらの証拠は一貫している。反対に、追加的証拠のあるものは積極的証拠であり、他のものは消極的証拠である場合、それらの証拠は混合している。

#### (4) 証拠の呈示順序と呈示方法

証拠の呈示順序 (presentation order) は証拠の逐次的処理を前提とする信念調整モデルにとって非常に重要である。逐次的処理においては、弱い証拠に続いて強い証拠という順序（またはその逆）、あるいは積極的証拠に続いて消極的証拠という順序（またはその逆）など、さまざまな組み合わせの呈示順序が有り得る。そして、この順序が信念の改訂に影響を及ぼすからである。この影響は順序効果 (order effect) と呼ばれる<sup>16)</sup>。例えば、これまでの研究において、証拠が一貫している（すべてが積極的証拠かまたはすべてが消極的証拠からなる）場合、証拠を受け取る順序は信念の改訂プロセスに影響しないが、証拠が混合している（積極的証拠および消極的証拠からなる）場合には、順序効果が生じることが明らかになっている<sup>17)</sup>。

証拠の呈示方法もまた、信念の改訂に影響する。一貫した証拠を逐次的に呈示した場合、同時に呈示するよりもヨリ大きい（またはヨリ小さい）信念の改訂がなされる。

- 
- 16) 順序効果とは、「質問紙法による人格検査・知能検査などにおいて問題の配列順序のいかんによっては、その応答に変化が起きてくる。同一の質問項目でも、配列順序や前後の質問項目との関係から、『はい』と応答されたり、『いいえ』と応答されたりする。説得的コミュニケーションにおいても、強調しようとする内容を最初にもってくるか、最後にもってくるかなどの呈示順序によって、説得の効果は変化してくる。このような順序・配列の効果は、（中略）知覚や記憶、思考などすべての心理過程に認められる効果である。」と説明されている。外林大作他編、前掲書、217頁。
  - 17) R. M. Tubbs, W. F. Messier, Jr., W. R. Knechel, "Recency Effects in the Auditor's Belief-Revision Process," *The Accounting Review*, Vol. 65, No. 2 (April 1990), p. 459.

## (5) 新近性効果 (recency effect)

新近性効果とは、心理学辞典によれば、「情報呈示の系列効果に関する問題の一つで、情報呈示系列の終末部が、初頭部や中間部より、効果的に作用すること」を意味する<sup>18)</sup>。そして新近性効果の大きさは、「与えられる問題や、情報の送り手と受け手の関係、受け手のパーソナリティーなどさまざまな要因が作用するため、一概に規定できない。」とされている<sup>19)</sup>。以下では、積極的証拠に続いて消極的証拠を処理するよりも、その逆の方が積極的証拠にヨリ大きなウェイトが与えられることを意味し、積極的証拠および消極的証拠がともに強くかつ信念が証拠に対して敏感な場合に最大になると想定されている<sup>20)</sup>。

以上、信念調整モデルを理解するために必要と思われる特徴と諸概念を整理した。現在のところ、わが国では、このような監査人の意見形成（あるいは判断形成）に対する心理学的なアプローチはみられない。しかしアメリカでは信念調整モデルを用いた実証研究がいくつか行われており、またこのモデルの基礎となったモデルを用いた研究もみられる。

#### IV 証拠の逐次的収集、評価と監査人の判断形成

本節では、前節で検討した信念調整モデルをゴーイング・コンサーン評価のプロセスに適用し、証拠の収集および評価の順序と最終的な監査人の判断形成の関係などについて実験を行った Asare<sup>21)</sup> の実証研究を検討する。以下、検定される仮説、実験の方法論および実験の結果についてそれぞれみていく。

##### 1. 検定される仮説<sup>22)</sup>

Asare は、この研究において検定の対象とする 3 つの仮説をたてている。これら 3 つの仮説とその根拠は次のとおりである。

##### — 仮説 1 —

「企業の存続に不利な情報に続いて緩和要因を評価した監査人の信念の改訂（の程度）は、同じ証拠をこの逆の順序で評価した監査人に比べ

18) 外林大作他編、前掲書、232頁。

19) 上掲書。

20) Stephen K. Asare, *op. cit.*, p. 383.

21) *Ibid.*

22) *Ibid.*, pp. 383-385.

て相対的に大きい。」

この仮説は、前節で述べた監査証拠の評価順序（順序効果）と新近性効果の考え方に基づくものである。この効果は、内部統制の評価など従来の財務諸表監査における証拠の収集・評価と判断形成プロセスにおいてはその存在が実証されているが、これがゴーイング・コンサーンの評価および判断形成プロセスにおいても生じるかどうかを検討する必要があるとしている。またこの研究では、従来の実験よりもヨリ経験を有する監査人を被験者としており、このことが新近性効果を強めるかあるいは弱めるかを検討することも目的としている。さらにこの研究では、後述のように、仮説フレームが新たに導入されており、このフレームが新近性効果に対して証拠の呈示順序と相互作用するかどうかを検討することも目的としている。

### — 仮説 2 —

「全ての証拠を評価した後の存続能力に関する判断が、当初の判断基準よりも悪化した場合、監査人は監査報告書を修正する。もし逆に、判断基準より改善されたかあるいは等しい場合には監査報告書を修正しない。」

この仮説は、陪審員の判断形成に関する心理学における研究成果である次のような考え方に基づくものである。陪審員はまずさまざまな証人から相対立する証言を聞き、これらの情報を統合して被告人が有罪である可能性を求める。次に、陪審員はこの主観的な可能性を合理的な疑わしさの基準と比較する。そしてもしこの主観的な可能性が合理的な疑わしさの基準よりも大きければ、被告人を有罪とし、逆の場合には無罪とする<sup>23)</sup>。

Asare は、このような考え方を、ゴーイング・コンサーンの評価および判断形成に適用して次のように考えている。監査人は企業の存続能力に関する証拠（不利な情報および緩和要因）を収集、評価することにより、主観的な信念を形成する ( $P(C|E)$ )。ここで  $E$  は証拠の収集と評価を表し、 $C$  は企業の存続可能性を表している。すなわち、証拠の評価に基づく企業の存続可能性に関する主観的信念の程度を表している。そしてこの主観的な信念と、これを下回れば企業の存続能力に疑問を抱くであろう基準 ( $P^*(C)$ ) を比較する。すなわち ( $P^*(C)$ ) は、判断の基準となる存続可能性である。したがって、

23) T. M. Ostrom, M. J. Saks and C. Werner, "An Integration theory analysis of juror's presumptions of guilt or innocence," *Journal of Personality and Social Psychology*, Vol. 36, No. 1 (April 1978), pp. 382-402.

$P(C|E) < P^*(C)$  であれば監査報告書を修正し、 $P(C|E) \geq P^*(C)$  であれば修正されないことになる<sup>24)</sup>。

### — 仮説 3 —

「不利な情報に続いて緩和要因を評価した監査人は、その逆の順序でこれらを評価した監査人に比べて、監査報告書を修正しない。」

もし、監査人によるゴーイング・コンサーンの評価と判断が、上述のようなプロセスで行われ、かつ仮説 1 で述べたように証拠の評価順序が判断に影響を及ぼすのであれば、不利な情報に続いて緩和要因を評価した監査人は、逆の場合と比べて企業存続の可能性を相対的に高く見積もると想定している。

## 2. 方法論<sup>25)</sup>

この研究では、アメリカのいわゆるビッグ 6 と呼ばれる監査法人に所属し、ロサンゼルス地域で監査実務を行っている公認会計士 70 名が被験者として選ばれている。この 70 名は平均 12 年の実務経験を有し、過去 4 年間に平均 42 社の監査に従事している。

これら監査人は、ゴーイング・コンサーンの評価および判断形成を行うにあたっての 2 つの仮説フレーム (hypothesis frame) と証拠が呈示される順序によって、表 1 のように合計 4 つのグループに分けられる。

証拠の評価順序	仮設フレーム	被験者数
C C M M	倒産	21
M M C C	倒産	15
C C M M	非倒産	19
M M C C	非倒産	15

仮説フレームとしては倒産フレームと非倒産フレームが設けられている。倒産フレームにおいては、監査人は被監査会社が次会計年度内に倒産するかどうかについての信念の程度を表明することが要求される。逆に非倒産フレームでは、次会計年度末まで存続するかどうかについての信念の程度を表明することが要求される。つまり仮説フレームは、被験者に対して、ゴーイング・コンサーンの評価を互いに逆の観点から行うことを要求するものである。

24) ここでの監査報告書の修正 (modify) とは、SAS 第 59 号における説明区分付適正意見を表明することであり、修正しないとは、適正意見を表明することである。図表 1 を参照されたし。

25) Stephen K. Asare, *op. cit.*, pp. 385-387.

また、呈示される証拠は4つであり、証拠が呈示される順序によって、企業の存続能力に不利な情報(C)が先に呈示され、緩和要因(M)がその後で呈示されるグループ(CCMMと表されている)とその逆の順序で呈示されるグループ(MMCC)に分かれ。ここで、監査人に呈示される緩和要因と不利な情報の内容は以下のとおりである<sup>26)</sup>。

### — 緩和要因 —

- (1) 会社は、1992年度には税引き前利益が200万ドル程度まで増加するであろうと予想している。最近の産業統計によると、会社によって供給される特殊な製品の利用者数は年々倍増している。1988年2月末に会社は損益分岐点に達している。一日当たりの製造間接費は前年同期比でかなり低減しており、かつ予算における見積額よりもいくぶん低い数値である。
- (2) 1988年2月に、会社は、30万ドルの買掛金の3年間にわたる支払いの延期に成功した。加えて1987年における債務返済の遅滞を債務不履行としては処理しない旨の文書を会社債権者から受けとった。1988年度の返済期限は1988年度後半に到来する。

### — 不利な情報 —

- (1) 前会計年度末後に、取引銀行から信用限度額(100万ドル)の更新は行わないとの連絡を受けた。信用限度額に関する他銀行との交渉は現在のところ成功していない。
- (2) 会社は、1987年度中期に約40万ドルで新しい製品ラインを設置した。会社はこの製品ラインの質に関する問題に直面している。この製品の棚卸資産回転率は年に約1回転と極端に低いため、陳腐化の可能性がある。この製品ラインの質を改善する過程でいくつかの製造上の問題が生じ、その結果主要取引先を失った。この製品を売却するためには、新しい顧客を探す必要がある。また、Dadexに関する会社の特許は1988年11月30日に消滅するが、このことは会社の営業活動に不利な影響を及ぼす。貸借対照表日現在、棚卸資産の大部分(総資産の約4割)が支払未済であるか、担保が付されている。

次に、実験の具体的な内容であるが、この実験は2つの部分に分かれている。

まず第1の部分では、各監査人は、設立年度、その属する産業、主要な製品、内部統制の状況、近年の監査報告書に関する情報、労使関係など、仮説の検定に用いられる架空の被監査会社に関する基本的な情報を与えられる。これらの情報を与えられた後に、当会計年度分を含む過去4年間の財務諸表が呈示される。当該会社は前期および当期に損失

---

26) *Ibid.*, pp. 391-392.

を計上しており、当期末には欠損の状態となっている。このような基本的情報および財務諸表を検討した後に、監査人は当該被監査会社が次会計年度において倒産する（または存続する）可能性について判断することを求められる。この判断は0から100の範囲内で表される。倒産フレームに属する監査人は「倒産しない」と判断した場合には、100を、「倒産は避けられない」と判断した場合には0を示す。非倒産フレームに属する監査人にとっては、0は「存続する」を意味し、100は「存続しない」を意味する。この時点での判断は、初期判断 (initial judgement : S0) とされる。

第2の部分では、上述の不利な情報および緩和要因がそれぞれ2つずつ、合計4つ追加的情報として呈示される。その際に、これらの情報は、不利な情報に続いて緩和要因(CCMM)、あるいは緩和要因に続いて不利な要因(MMCC)という順序で呈示される。監査人は、各情報を評価する毎に被監査会社の存続能力に関する判断を形成し(S1、S2、S3、S4)、最後にこれら全ての情報の評価を踏まえたうえでの最終的な判断(P(C|E))を形成することを要求される。

なお倒産フレームに属する監査人の判断(S0、S1、S2、S3、S4)は、実験終了後、それぞれ100から引くことによって非倒産フレームにおける回答との比較可能性が与えられる。

### 3. 実験の結果

2つの実験の結果得られた、各評価段階において形成された存続能力に関する判断(S0、S1、S2、S3、S4)と判断基準点( $P^*(C)$ )に関するデータは図表2のように示されている<sup>27)</sup>。

図表2：各評価時点における監査人の判断と判断基準点

証拠の評価順序	仮説フレーム	被験者数	S0	S1	S2	S3	S4	$P^*(C)$
CCMM	倒産	21	59.29	42.80	32.67	52.57	55.52	54.33
MMCC	倒産	15	64.67	78.20	81.47	54.47	46.93	54.20
CCMM	非倒産	19	70.79	54.84	46.26	56.26	69.16	50.53
MMCC	非倒産	15	70.60	82.27	82.40	55.73	40.00	63.00

このデータに基づいて、まず仮説1、すなわち証拠の評価順序が判断形成に対して持つウェイトが検定されている。この検定のために、評価順序、フレームおよび評価順序とフ

27) *Ibid.*, p. 388.

フレームの組み合わせのそれぞれについて、S0 から S4 への変化に分散分析を適用し、F 検定が行われている。この結果は図表 3 のように示されている<sup>28)</sup>。

図表 3：S0 から S4 への判断の変化に関する分散分析

変数	平方和	F 値	有意水準
評価順序	7893.653	19.70	0.0001
フレーム	493.480	1.23	0.2712
評価順序×フレーム	962.865	2.04	0.1259

この検定の結果、フレームおよび評価順序とフレームの組み合わせについては仮説 1 は妥当性を持たないが、評価順序については十分な妥当性があることが明らかである。

次に、仮説 2、すなわち  $P(C | E) < P^*(C)$  の比較による意思決定を検定するために、全ての証拠を評価した後の企業の存続可能性 ( $P(C | E)$ )、判断基準点 ( $P^*(C)$ ) および監査報告書の修正の有無が比較されている。比較の結果は図表 4 に示されている<sup>29)</sup>。

図表 4： $P(C | E)$  と  $P^*(C)$  の比較による判断と選択された監査報告書の関係

仮説 2 に従った場合に選択されるべき監査報告書	選択された監査報告書		
	無修正	修正	合計
無修正	28	10	38
修正	1	31	32
合計	<u>29</u>	<u>41</u>	<u>70</u>

図表 4 が示すように、仮説 2 に従えば監査報告書を修正すべきである（すなわち  $P(C | E) < P^*(C)$ ）と考えられる 32 名の監査人のうち、31 名は監査報告書を修正し、修正しなかったのは 1 名だけである。一方、仮説 2 に従えば監査報告書を修正すべきでない（すなわち  $P(C | E) \geq P^*(C)$ ）38 名の監査人のうち、28 名は無修正であるが、10 名が修正している。

仮説 2 と実験結果の食い違いについて、 $\chi^2$  検定の結果 ( $\chi^2 = 35.64$ 、 $p \leq 0.001$ ) から、仮説 2 は十分な妥当性を持つと結論されている。

最後に、仮説 3 について、証拠の評価順序と意思決定の関連が図表 5 に示されている<sup>30)</sup>。

28) *Ibid.*, p. 389.

29) *Ibid.*, p. 389. なお、合計欄の一部は筆者が加筆したものである。

30) *Ibid.*, p. 390. なお、合計欄の一部は筆者が加筆したものである。

図表5：証拠の評価順序と選択された監査報告書の関係

証拠の評価順序	選択された監査報告書		
	無修正	修正	合計
CCMM	20	13	33
MMCC	8	18	26
合計	<u>28</u>	<u>31</u>	<u>59</u>

図表5に示すように、59名の監査人が仮説3に一致した行動を行っている。ここで除外されている11名は、仮説2に一致しない行動をとった監査人である。この表からも明らかなように、不利な情報を先に評価し、緩和要因を後に評価した場合(CCMM)の方が、その逆の順序(MMCC)の場合よりも監査報告書を修正しない傾向がみられる。Z値による比例テストの結果( $z=2.278$ 、 $P \leq 0.016$ )から、仮説3は十分妥当性を持つと結論されている。

以上の実験結果から、次のことが確認されている。第1に、監査人の評価は、証拠の呈示順序によって影響を受けること、すなわち順序効果と新近性効果が存在することである。第2に、これと関連して、監査人は当初の判断基準点( $P^*(C)$ )と証拠を収集、評価した後の企業の存続可能性についての主観的信念( $P(C|E)$ )を比較して判断を形成するという結果は、証拠の呈示順序が収集される証拠の量と質に影響することを示唆している。第3に、新近性効果は倒産フレームと非倒産フレームの両者において確認されている。最後に、仮説2すなわち判断基準点と主観的信念の比較に基づく判断形成に一致しない監査人が存在した原因として、監査人が判断形成時に当初の判断基準点を忘れているという可能性と、判断基準点は一点における値ではなく、ある程度幅をもつ値であると考え得るということが指摘されている。

また一方で、この研究結果を監査実務に適用する場合の限界ないしは今後の研究課題として、実験の変数として監査報酬あるいは罰則<sup>31)</sup>が含まれておらず、また監査人の被監査会社に対する会計責任の感覚<sup>32)</sup>が存在するかどうかが不明であることを挙げている。これらは監査人の判断形成に影響を与える可能性を持つものであると考えられる。

31) 財務諸表利用者または被監査会社に対する損害賠償金を意味するものと思われる。

32) 監査人がゴーイング・コンサーン問題の存在を指摘した故に、当該被監査会社が倒産するという自己成就的予言を意味するものと思われる。

## V むすび

ゴーイング・コンサーンの評価は、わが国の監査実務では現在のところ行われていないが、アメリカにおいては1970年代中頃から行われてきている。しかし、その結果をみると必ずしも適切な評価が行われているとはい難い。すなわち監査人がゴーイング・コンサーン問題の存在を指摘していない場合に当該企業が倒産する、あるいは逆に指摘していくのに倒産しないといった事例は多くみられる<sup>33)</sup>。その原因としてはもちろんゴーイング・コンサーン評価の困難さが挙げられるが、判断形成プロセスにおける心理的プレッシャーの存在も重要であると思われる。たとえば、Asare が最後に指摘しているように、ゴーイング・コンサーン問題を指摘しなかったにも関わらず被監査会社が倒産した場合、財務諸表利用者から損害賠償請求を受ける可能性、あるいは逆に、ゴーイング・コンサーン問題を指摘したために被監査会社が窮地に陥り損害賠償請求を受ける可能性や、クライアントを失う可能性などさまざまなプレッシャーが存在するであろう。

Asare の研究は、研究結果を実務に適用するには、このようないくつかの制約があるが、わが国ではこのような実証研究は例がないため非常に興味深いものである。最後に、この実験では明らかにされていないが、ゴーイング・コンサーン評価において重要な問題点として、監査人が判断形成を行う際の判断基準点 ( $P^*(C)$ ) は各監査人においてどのように決まるのかということと、証拠の逐次的な収集、評価プロセスを終了し、最終的な判断を形成する時点はどのように決定されるのかということも、監査人の判断形成プロセスの特徴を検討する上で重要な点であると考える。

(筆者は関西学院大学大学院商学研究科博士課程後期課程)

---

33) Kurt Pany, "Accounting and Auditing for an Entity's Continued Existence," *CPA Journal*, June 1987, p. 88.